5　損害補償の制限に該当する事実の欄は、従事者が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたと認めるに足りる事項について記載すること。

6　補償基礎額等及び扶養親族の欄は、療養補償又は介護補償に限つて請求をする場合は、記入することを要しない。

別記様式第八第二表中「砂浜」の下に「又は樹林」を加える。

別記様式第十二中「から第十一条の二まで」を「、第十二条（第三項を除く。）、第十一条の二」に改め、「、第十八条」の下に「、第二十三条、第二十三条の三から第二十三条の七まで」を加える。

（海岸保全施設の技術上の基準を定める省令の一部改正）

第二条　海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成十六年農林水産省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4　堤防にあっては、前項の規定によるほか、当該堤防の背後地の状況等を考慮して、設計高潮位を超える潮位の海水及び設計波を超える波浪並びに設計津波を超える津波の作用に対して当該堤防の損傷等を軽減する構造とするものとする。

第三条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　堤防の型式、天端幅及び法勾配（根固工にあっては型式、幅及び厚さ、樹林にあっては樹種並びに盛土の幅及び厚さ）は、前項の規定によるほか、当該堤防の背後地の状況等を考慮して、設計高潮位を超える潮位の海水若しくは設計波を超える波浪又は設計津波を超える津波の作用に対して、当該堤防の損傷等を軽減する機能が確保されるよう定めるものとする。

第五条第二項中「第二項から第四項まで」を「第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　胸壁の型式は、前項の規定によるほか、当該胸壁の背後地の状況等を考慮して、設計高潮位を超える潮位の海水若しくは設計波を超える波浪又は設計津波を超える津波の作用に対して、当該胸壁の損傷等を軽減する機能が確保されるよう定めるものとする。

第九条第二項中「第三条第二項」を「第三条第三項及び第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　津波防波堤の型式及び天端幅は、前項の規定によるほか、当該津波防波堤の背後地の状況等を考慮して、設計津波を超える津波の作用に対して、当該津波防波堤の損傷等を軽減する機能が確保されるよう定めるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、海岸法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に存する堤防、胸壁及び津波防波堤（以下「堤防等」という。）又は現に工事中の堤防等がこの省令の規定に適合しない場合については、当該堤防等については、当該規定は適用しない。

○環境省令第二十四号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月六日　　環境大臣　石原　伸晃

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第十二南極特別保護地区の地図を次のように改める。

（地　図）